

議案第三号

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 港区道路占用料等徴収条例（昭和四十七年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。
 別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第二条関係）

占 用 物 件					単 位	占 用 料
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱		
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	一本につき一年	一二、〇〇〇
						一八、七〇〇
						二五、三〇〇
						六、八七〇
						一一、一〇〇

法第三十二條第一項に掲げる物件					法第三十二條第一項に掲げる工事物									
外径が○・二メートル未満のもの	外径が○・一五メートル以上○・二メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上○・一メートル未満のもの	外径が○・七メートル未満のもの	その他のもの	広告塔	衆電話所	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類	第三種電話柱
長さ一メートルにつき					占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年	長さ一メートルにつき				
一、八九〇	一、二四〇	九三〇	五九〇	四一〇	一七、二〇〇	七三、二〇〇	一九、五〇〇	六、三四〇	九、五五〇	五九	一一〇	九三〇	一五、一〇〇	

令第七條第六号に掲げる施設		令第七條第四号に掲げる仮設収容施設	令第七條第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用施設			令第七條第一号に掲げる物件					
その他のもの	上空、トンネルの路面下に設けるもの		詰所	危険防止施設	板囲い、足場、工事用材料置場その他の工事用施設及び	アーチ式工 作物		幕 旗ざお及び		標識	看板（アーチ式であるものを除く。）
						その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		
占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年			一基につき一年	つき一年	占用面積一平方メートルにつき一日	占用面積一平方メートルにつき一年	一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年
Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇九を乗じて得た額	一七、二〇〇	六二、三〇〇	八、一一〇	二六、七〇〇	三六六、八〇〇	七三三、八〇〇	七三、二〇〇	六二〇	一五、六〇〇	七三、二〇〇

付 則

令第七号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車の専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	令第七号に掲げる器具	路面下に設けるもの	令第七号に掲げる建築物	建築物	令第七号に掲げる施設及び自動車場	建築物
	その他のもの						
占用面積につき一年		占用面積につき一年		占用面積につき一年		占用面積につき一年	
Aに○・〇二一を乗じて得た額	Aに○・〇〇九を乗じて得た額	Aに○・〇二一を乗じて得た額	Aに○・〇〇九を乗じて得た額	Aに○・〇二一を乗じて得た額	Aに○・〇〇六を乗じて得た額	Aに○・〇〇九を乗じて得た額	Aに○・〇〇九を乗じて得た額

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明)

道路占用料の額を改定するほか、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第三百二十一号）の施行による道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。